

【還暦走行会車両規則】 2018

第 1 条 競技会に参加できる車両

★カラーリング、ステッカー、取り付けパーツ類は現役当時の雰囲気を保ったものが望ましい。

1. P・Sクラス
 - ① 1970年までに生産された車両及びその同型車。
 - ② 主催者が特に認めた車両。
2. Mクラス
1975年までに生産された車両及びその同型車。
3. Kクラス
360ccの軽自動車

第 2 条 安全規定

本競技会に出場する車両は、安全確保のため下記の事項が義務付けられる。(Nクラスは別に記載)

1. ロールバー
ロールバーのメイン・フープは、車体下部の堅固な構造材にしっかりと取り付けられ、ドライバーが運転席に着席し、そのヘルメットの先端よりも高くなければならず、かつその幅はドライバーの肩より広くなければならない。
※ロールバーの形式
ロールバーは3点又は4点ともドライバー背部より後方に取り付けられていなければならない。従って、フロント4点式ロールバーは不可とする。(フロント部分は追加ロールバーと解釈します。)
2. 安全ベルト
安全ベルトは4点式以上のものを取り付けなければならない。ただしY字型3点支持でもよい。その材質取り付け方法などは、JAFシートベルト指導要項に準ずること。
★ワンタッチ式の取付けを強く要請する
3. ブレーキ
単一制御操作による二重制御装置を備えることが望ましい。
4. 燃料タンク
参加者はJAFまたはFIA公認の燃料タンクを使用することが望ましい。
5. 座 席
 1. 後部のシートは取り外すこと。
 2. 助手席のシートは取り外すことができる。
6. ラ イ ト
ライト類のガラス製レンズは有効な飛散防止のテーピングを施すこと。
7. 制動灯および方向指示器
制動灯および方向指示器は正常に作動しなければならない。
8. フロア・マット
フロア・マットは取り外すこと。
9. 内 張
天井の内張は外すことが望ましい。
10. タ イ ヤ
タイヤはいかなる状態のときも他の部分と接触してはならない。
11. ウィンド・シールド
前面ガラスは合わせガラスを備えていることが望ましい。
12. 排 気 管

- ① 全ての車両は、消音装置を取り付けなければならない。
- ② 排気管は後方もしくは側方に向けなければならない。
- 13. オイル・キャッチ装置
 確実な取付け方法により、2ℓ以上の容量のオイルキャッチ・タンクを取り付けなければならない。
- 14. 車室
 車室はエンジンルーム、ガソリンタンク、オイルタンク、ギアボックス、プロペラシャフト、バッテリー、配管の継ぎ目から安全に隔離されていなければならない。
- 15. 消火装置
 内容量 1.5kg 以上の乾性の化学消火器、またはそれと同等以上の能力を有する消火器を速やかに操作できる状態で車室内に搭載しなければならない。特に期限切れに注意すること。
- 16. ★キルスイッチの装着を強く要請する。★
- 17. 安全でない車両
 改造および附加物取り付けなどにより競技会技術委員長が安全でない車両と判断した場合、その指示に従わなければならない。

第 3 条 Pクラスに許される改造

- 1. 部品の交換
 ボディ、エンジン（ブロック、シリンダーヘッド、ピストン、クランクシャフト、コンロッド）等の基本的構造部分は当該車両用のものとする。
- 2. エンジン
 - ① 気筒筒容積：変更は許されない。ただし補修用部品を使用する場合を除く。
 - ② キャブレターおよびインジェクションシステム：標準的に取り付けられたキャブレターもしくはインジェクションシステムは変更も改造もしてはならない。ただしエンジンに供給する燃料の量を調整する部品およびフロート室のガソリン片寄り対策に関する改造加工部品の交換は許される。
 - ③ オイルクーラーの取り付けは自由。ただし、その取り付けは、ホース類も含めボディーから出てはならない。
 - ④ バルブスプリング：スプリングは数と取り付け部の変更がなければ許される。
 - ⑤ バルブ及びバルブシート：バルブ、バルブガイド、バルブシートは寸法の変更がない限り交換が許される。
 - ⑥ シリンダーブロック、シリンダーヘッド：シリンダーヘッドおよびシリンダーブロックの面修正加工できるが、変更はできない。
 - ⑦ フライホール：形状、材質の変更は許されない。
 - ⑧ 排気系統：交換不可。ただしパイプ、マフラーは自由とするが、安全規定の排気管に関する項目に従って処置されていなければならない。
 - ⑨ 点火系統：自由。
- 3. パワートレインおよびシャシー
 - ① 最終減速器と差動装置は自由。
 - ② ホイール：リム幅、材質は自由とするが、いかなる状態の時も他の部分と接触してはならない。径の変更は原則として許されないが、偏平率は 60%タイヤを装着した場合に限り、径の 1 インチアップが認められる。
 - ③ タイヤ：G-5、R-7 などのヒストリック用レーシングタイヤおよび S タイヤまでとする。ただし偏平率は 60%表示までのものとし、四輪とも同一サイズでなければならない。
 - ④ ショックアブソーバー：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ許される。また、ストラット本体及び取り付け部の変更は許されない。
 - ⑤ スプリング：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ許される。
 - ⑥ スタビライザー：取り付け部の変更および数と作動原理を変えなければ許される。

- ⑦ ブレーキ：ブレーキシュー、ライニング、パッド、ブレーキホース（異なる材質の）の交換は自由。ディスクブレーキのバックプレートの取り外しは認められる。同一系統の車に使用されているものに限ってディスクブレーキへの変更は許される。
- ⑧ ラバースマウント及びラバーブッシュ類：形状を変えなければ、硬度の変更は許される。

4. 車体の外部および内部

- ① オーバーフェンダーその他：MINI 及び軽自動車に限りオーバーフェンダーの取り付けが許されるが、片側5 cm以内が望ましい。その他の車種のエアーウィング、スポイラー、オーバーフェンダー等の取り付けは許されない。
- ② フロント・ウィンド・シールドを除く他の窓ガラスを透明な材質のものと交換してもよい。ただし、オープンのかざり、フロント・ウィンド・シールド形状の変更は許される。
- ③ ライト類：ヘッドライト補助前照灯の取り外しを許される。

第 4 条 Sクラスに許される改造

Pクラスに対して許されている改造限度に次の項目が加えられる。

1. エンジン

- ① シリンダーヘッドおよびバルブ：自由。ただし、シリンダーヘッドはもとの車のものを使用すること。
- ② 吸気装置：吸気系統は自由。ただし、直接噴射方式および過給器については製造者により当初から取り付けられたエンジンについてのみ使用が許される。
- ③ 気筒容積：ポアの変更は自由。ただしストロークの変更（クランクシャフトの変更）は認められない。
- ④ 排気系統：エキゾーストマニホールド、パイプ、マフラーについては自由。
- ⑤ クランクシャフト、コンロッド：自由。ただし、ストロークは変更できない。
- ⑥ ガスケット：自由。
- ⑦ カムシャフトおよび動弁系（バルブスプリング含む）：自由。ただし、位置、個数および駆動方式は変更できない。
- ⑧ ピストン、ピストンピンおよびピストンリング：自由。
- ⑨ ロータリーピストンエンジンのポート方式：基本のポート方式の変更は許されない。再仕上げあるいは再加工によるロータリーハウジングの改造は許される。（基本のポート方式とはペリフェラルポート方式、サイドポート方式、コンビネーション方式の3つをいう）
- ⑩ フライホイール、クラッチ：自由。
- ⑪ 2サイクルエンジン：もとのシリンダーブロックを再仕上げ、あるいは再加工してポートタイミングを変更することは許される。ただし、基本のバルブ方式は許されない。（基本のバルブ方式とは、ピストンバルブ方式、ロータリーバルブ方式、リードバルブ方式の3方式を示す。）
- ⑫ その他の要素
 - ・ウォーターポンプ及び燃料ポンプ：自由。ただし車室内に燃料ポンプを取り付けることは許されない。
 - ・プーリー及びベルト類：自由。エンジンルーム内でのエンジンの位置と傾斜は自由。

2. パワートレインおよびシャーシ

- ① トランスミッションおよびコントロールレバー：オイルクーラーの取り付けを含み自由。ただし、銘柄の変更は許されない。
- ② スプリング：自由。ただし主要な形式は変更してはならない。補助スプリングの付加は許される。
- ③ ショックアブソーバー：自由。
- ④ サスペンションの要素：当初の形式を保つならば変更、改造は最小限の車体改造を含み自由。
- ⑤ スタビライザー：自由。
- ⑥ ホイール：ホイールスペーサーを含み自由。

- ⑦ タイヤ：Pクラスに準ずるが、タイヤの偏平率は50%までとし、インチアップは自由とする。
- ⑧ ブレーキシステム：自由。ただし、冷却用エアダクトを装着する場合は、バンパーより上の車体に変更を生じない限り付加することができる。

3. 車体の外部および内部

- ① バンパー（ステーを含む）：外観・形状・材質の変更、取り外しは許される。
- ② ボンネット、トランクリッド：形状、主要構成要素を変えない限り、合成樹脂または軽金属への交換が許される。ただし、ドアについては軽量化は自由、材質変更は不可。
- ③ ウォーターラジエーター：容量を含め自由。
- ④ 排気管取り付けのためのサイドシル、およびフロアーの最小限の改造は許される。
- ⑤ オーバーフェンダー：オーバーフェンダーはPクラスに準ずる。

第 5 条 K・Mクラスに許される改造

* クラス内を、aとbとに分ける。

(例) Ma, Mb, Ka, Kb

Sクラスに許される改造限度に次の項目が加えられる。

1. エンジン

- ① シリンダーブロック：
 - (a) 同系列、同気筒のシリンダーならば自由。
 - (b) シリンダーブロックの変更は許されない。
- ② シリンダーヘッドおよびバルブ：自由。
- ③ 気筒容積：自由。
- ④ クランクシャフトおよびコンロッド：自由。
- ⑤ 潤滑系統：自由。(ドライサンプ可)
- ⑥ カムシャフトおよび動弁系：自由。
- ⑦ ロータリーピストンエンジンのポート方式：自由。
- ⑧ サイクルエンジンのポート改造：自由。

2. パワートレインおよびシャーシ

- ① フレーム：フレーム/フレーム相当部分の材質、形状の変更、軽量化はできない。ただし補強をすることはできる。
- ② ギアボックスおよびコントロールレバー：自由。
- ③ アクスル：自由。
- ④ サスペンション：(a) は自由。
(b) は当初の形式を保つならば変更、改造は自由。
- ⑤ ステアリング：自由。
- ⑥ タイヤ：(a) 自由。ただし、スリックタイヤは不可。
(b) 自由。

3. 車体の外部

- ① 外観形状：ボディーの材質の変更は許される。ただし、十分な強度を存し、もとの形状を保つこと。
- ② ボンネット、トランクリッド、ドア：形状、主要構成要素を変えない限り、材質の変更は許される。ただし、これらの部分は十分な強度を有し走行中開かないようにすること。特にボンネットを交換した場合は、2点以上の締具を必要とする。
- ③ オーバーフェンダー：自由。
- ④ エアスポイラー：自由。ただし、スポイラーの全幅は車幅を越えないこと。